\bigcirc 海 上 保 安庁 告示 第 九 十二号

第二十五条第二 海 上交通 港 則 法 安全法 及 び 海上 (昭 一交通安 規 定 和 兀 全法 十七 . 基 づ 年 の 一 法 部を改正する法律 律第百十五号) 第二十五条第二 (平成二十一年法律第六十九号) 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に基づ き、 の施 海上交通安全法 行に伴い、

平成二十二年 兀 月 日

項

 \mathcal{O}

に

く経

路 0

指定に関する告示を次のように

定め

る。

海 上 保 安庁 長 官 鈴 木 久 泰

海 上交通安全法第二十五条第二項の 規定に基づく経路 の指定に 関 する告示

海 上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路は、 次の表に定めるところにより指定するも

のとする。

路	における経	標付近海域	東京沖灯浮	経路の名称
ートルの円内海域(港則法(昭和)	項において「A地点」という。)を	二秒)から一二六度三〇分八、二一	東京西防波堤灯台(北緯三五度三五	経
和二十三年法律第百七十四号)に	を中心とした半径一、八五〇メ	二一〇メートルの地点(以下この	4分一〇秒東経一三九度四七分	路
設置さ	京沖灯	目安と	A地点	備
れてい	浮標が	して東	を示す	考

経 域 灯 木 路 に 標 更 お 付 津 け 近 港 る 海 沖	
灯台から○度四、○三○メートルの地点から二一度七、二○○メートルののの対し、○四○メートルの地点とを結んだ線を横切った後、第二海堡一分四○が)から四九度四、八三○メートルの地点がら二九度五大東津港防波堤西灯台(北緯三五度二二分三七秒東経一三九度五大東津港防波堤西灯台(北緯三五度二二分三七秒東経一三九度五年、二○○メートルの地点がら二一度七、二○○第二海堡灯台(北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九第二海堡灯台(北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九	側の海域を航行すること。この場合において、千葉港方面から航行することは A線に近寄って航行すること。この場合において、
。 が が が が で の の の の の の の の の の の の の	ている。

示す目安と	四一分二一秒)から一一八度六、八一〇メートルの地点(以下	海域におけ
一A地点を	一 横浜本牧防波堤灯台(北緯三五度二六分三六秒東経一三九度	中ノ瀬西方
いる。		
設置されて		
港沖灯標が		
して木更津		
示す目安と		
三 C地点を		
0		
されている		
灯標が設置	」という。)を左げんに見て航行すること。	
航路第七号	三〇分八、五〇〇メートルの地点(以下この項において「C地点	
して中ノ瀬	て航行しようとする船舶は、木更津港防波堤西灯台から三○三度	
示す目安と	地点から二一度三、七八〇メートルの地点とを結んだ線を横切っ	
二 B地点を	ートルの地点(以下この項において「B地点」という。)及び同	

<u>_</u> と この \mathcal{O} 分 \mathcal{O} 灯 九 0 λ 九 1 度 地 点 分 地 匹 だ X 地 横 台 九 1 1 7 六、 線 点] 度 点 *(*) 五、 項 ル 浜 ル か う。 秒) \mathcal{O} 五. 本 ら三三 12 並 1 \mathcal{O} D \bigcirc 以 九二 東 び 以 地 牧 地 地 お ル 三七 下 に 点 京 点 下 か 点 \mathcal{O} 防 1 ` <u>.</u> ک \bigcirc \bigcirc 八 7 か ら二五 灯 波 地 Α メ لح 標 地 点 \bigcirc 堤 度 0) 同 ら11三三 \mathcal{O} 同 メ \neg] メ 1 項] 点 灯 灯 五. 項 及 灯 A 台 台 う。] 北 台 کے 12 U 1 度三〇 に 1 地 カ 緯 Е か 1 か 点 お 同 ル お ル 三五 ら 一 . ら 二 地 灯 \mathcal{O} 度 7 ら 一 \mathcal{O} ル 1 \bigcirc とい 分 点 て 台 地 \mathcal{O} 7 地 九、三六 点、 九 を 地 九 度三三分五 七三度三〇分六、三〇 五. 点 同 か メ _ 結 う。 二八 5 点 九 灯 C Е 九 (以下この 度四、 地 _ 同 か 台 地 度三〇 λ 1 点 点 だ 灯 \bigcirc 5 か ル 線 \bigcirc 台 メ __ ら三二〇 \mathcal{O} 分七 لح 度 1 九 〇三〇メー 地点 に 八 という。 か メ 同 秒 項 ょ 匹 \bigcirc 1 5 1 灯 度 う。 ŋ 東 に 台 ル 1) 以 度二、 囲 兀 几 \mathcal{O} 経 お 九 ル か 下この \circ ま 九 九 地 <u>一</u> 三 五. 5 \mathcal{O} 1 $\tilde{\bigcirc}$ を 度 点 1 \bigcirc 7 れ \bigcirc 地 第二 六 九 六 兀 兀 メ た 順 メ カン 点 ル メ _ ら 二] \bigcirc 項] 海 度 か \mathcal{O} В 次 \bigcirc \bigcirc 度 域 に 1 \bigcirc 5 兀 1 地 に 海 1 地 \equiv 結 点 ル 兀 X 九 ル 点 メ お 堡 ル 三 0 標 L 標 さ 浮 中 中 示 中 L 示 L れ て 7 す 7 7 が 1 C が 1 す В れ 標 1 ζ, 設 設 瀬 瀬 東 目 東 7 東 瀬 地 地 が 目 る。 置 京 安 置 京 安 京 点 点 C 1 設 В D さ 灯 湾 لح さ 灯 湾 لح を る 置 灯 湾 を

項 兀 九 点 浜 側 順 Н 五. う。)、 以 メ 0 (以下こ 八三 12 六 度三 及び 下 次] 度三〇 7 本 中 地 \mathcal{O} 点 ک 牧 に 南 お 度三〇 海 1 1 \bigcirc 八 横 瀬 域 結 \mathcal{O} 1 防 ル \mathcal{O} 分七、 て 分二七 須 波 を \mathcal{O} という。 0) 同 メ 方 項 西 λ 賀 堤 方 航 だ 地 灯 に 分 項 向 В に 台 市 灯 線 点 1 に 海 行 お \bigcirc 線 秒) 夏 台 域 カゝ ル 航 す お 1 (以下こ (以下この をこれ 5 兀 ること。 五. 島 か て 1 \mathcal{O} 行 とい 及 ら 一 _ 五. カン 町 \bigcirc て 地 す 四三 Ź び ら六 \bigcirc 北 点 中 メ ¬ G う。 七三度三〇 に 第 端 \mathcal{O}] 船 メ 。 以 ノ 瀬 沿 項 度三〇 項 1 地 舶 几 北 下この 度二、 って に 点 12 海 1 西 ル は を 緯三五 方 堡 ル お お \mathcal{O} 分 五 とい 横 北 \mathcal{O} 7 灯 地 同 海 1 分六、 て 兀 切 \mathcal{O} 7 台 点 項 灯 域」 地 う。) 度一 方 カ 0 七 に 台 点 \neg \neg (以 下 て 〇 五. とい 向 Ι お を \bigcirc ら三〇八 か A \equiv 航 結 九 に 地 線 7 5 メ ځ て う。 点 行] 分 航 \bigcirc λ とい だ 兀 \bigcirc Ļ 1 行 \mathcal{O} 同 メ \neg という。 七 線 九 メ す 度三、二一 項] F ル 灯 う。 度三〇 をこれ 秒] る に 1 В \mathcal{O} 地 台 以 線 点 東 地 1 船 お カン ル 0 下 点 経 舶 5 \mathcal{O} ル 1 لح 分 に 西 \mathcal{O} \mathcal{O} て __ 地 か 三 横 \bigcirc 六 五. 5 地 を 点 沿 側 \mathcal{O} 西 1 六 五 兀 て が 第 中 示 れ 標 L 示 れ 示 L 中 7 7 \equiv す 1 設 す 7 す 7 G1 F が 1 D る。 *\)* 1 置 号 瀬 目 設 東 目 東 瀬 地 地 地 目 る。 る。 安 点 さ 灯 京 安 点 置 京 安 点 西 Α لح を 標 方 湾 لح を さ 灯 湾 لح れ を

中 は 港 \mathcal{O} 行すること。 域 海 瀬 12 域 A 地 入 西 に るた 点、 向 方 海 け この て航 \Diamond 域 В 地 針 \mathcal{O} 場合に 内 点 路 行 を転 側 しようとする 兀 C お 地 U \bigcirc つるまで 点 \bigcirc 1 て、 及 メ び 船 \mathcal{O} 喫水二〇メ 1 D 間 ル 地 舶 点 以 は 上 を 除 A < 離 順 線 次 \mathcal{O} れ に 1 た 東 は、 海 結 ル 側 域 λ 以 \mathcal{O} を だ 上 海 目 航 線 域 的 \mathcal{O} を 船 港 行 か 航 す 5 舶 \mathcal{O}

て

1

る。

が

設

置

さ

れ

第

号

灯

標

中

1

瀬

西

方

L

7

東

京

湾

ること。

八 七 て が 第 中 示 L ١ ي 設 Ι 1 7 す Н 瀬 置 号 東 目 地 地 点 さ 灯 西 京 安 点 標 方 湾 لح を れ を

道

航

路

中

央

示

す

目

安

لح

L

7

浦

賀

水

れている。	南東側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た船舶は、次	
標が設置さ	二 伊良湖水道航路をこれに沿って南の方向に航行し、同航路の	
第二号灯浮	線を横切って航行すること。	
して伊勢湾	ロ A地点から二二四度一、二〇〇メートルの地点まで引いた	
示す目安と	。)の西側の海域を航行すること。	
二 B地点を	ルの地点まで引いた線(以下この項において「A線」という	
れている。	おいて「A地点」という。)から一三四度一、八四〇メート	
標が設置さ	砂)から二八三度四、二四○メートルの地点(以下この項に	
第三号灯浮	イ 伊良湖岬灯台(北緯三四度三四分四六秒東経一三七度五八	おける経路
して伊勢湾	次のイ及びロに定めるところによること。	付近海域に
一示す目安と	、同航路をこれに沿って南の方向に航行しようとする船舶は、	航路出入口
一A地点を	一 伊良湖水道航路の北西側の出入口の境界線を横切って航行し	伊良湖水道
れている。		
標が設置さ		
第六号灯浮		

のイ及び口に定めるところによること。

イ 神島灯台(北緯三四度三二分五五秒東経一三六度五

九

分

秒) から一〇二度三〇分四、一八〇 メ 1 ル \mathcal{O} 地 点 以 下

こ の 項 に お **(**) て \neg В 地点」という。)から三一 兀 度 八 五.

 \bigcirc メ 1 ル \mathcal{O} 地 点 ま で 引 い た線 (以下この 項 に お 1 7 В

線

」という。)の西側の海域を航行すること。

口 В 地 点 か . ら 一 九 八度三、三一 シメ トル 0) 地 点 ま で 引 ** \

た

線を横切って航行すること。

三 伊 良 湖 水 道 航 路 \mathcal{O} 南 東 側の 出 入 П 0) 境 界 線 を 横 切 0 て

次のイ及び口に定めるところによること。

同

航

路

をこれ

に

沿

0

て

北

 \mathcal{O}

方

向

12

航

行

L

ょ

うとす

る

船

舶

は

航

行

L

イ B線の東側の海域を航行すること。

口 В 地 点 カュ 5 兀 匹 度一、五 〇〇メート ル (T) 地 点 まで 引 1 た線

を横切って航行すること。

兀 北 西 伊 側 良 湖 \mathcal{O} 出 水 道 入 航 \Box \mathcal{O} 路 境界線 をこれ を横 に 沿 切 0 て 0 北 7 同 \mathcal{O} 航 方 路 向 外 12 に 航 出 行 た船 し、 舶 同 は 航 路 次 \mathcal{O}

標が設置さ	を結んだ線(以下この項において「C線」という。)の北側の	
第一号灯浮	○メートルの地点(以下この項において「B地点」という。)	
して神戸沖	おいて「A地点」という。)及び同灯台から一六五度六、六四	
示す目安と	から一三二度三〇分八、八四〇メートルの地点(以下この項に	
二 B地点を	て航行しようとする総トン数五〇〇トン以上の船舶は、同灯台	
れている。	で引いた線(以下この項において「B線」という。)を横切っ	
標が設置さ	三〇メートルの地点から一八〇度五、三六〇メートルの地点ま	
第二号灯浮	「A線」という。)を横切った後、同灯台から一五八度四、六	
して神戸沖	四、三一〇メートルの地点まで引いた線(以下この項において	る経路
示す目安と)から一一七度三〇分七、三二〇メートルの地点から一八〇度	海域におけ
一A地点を	一 神戸灯台(北緯三四度三八分五四秒東経一三五度一〇分五秒	大阪湾北部
	を横切って航行すること。	
	ロ A地点から四四度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線	
	イ A線の東側の海域を航行すること。	
	のイ及び口に定めるところによること。	

示す目安と	航路をこれに沿って西の方向に航行しようとする長さ五○メー	路東側出入
一A地点を	一 明石海峡航路の東側の出入口の境界線を横切って航行し、同	明石海峡航
	航行すること。	
	□ D線から九○度の方向に一五○メートル以上離れた海域を	
	イ D線の東側の海域を航行すること。	
	、次のイ及びロに定めるところによること。	
	三 B線を横切った後、C線を横切って航行しようとする船舶は	
	を航行すること。	
	□ D線から二七○度の方向に一五○メートル以上離れた海域	
	において「D線」という。)の西側の海域を航行すること。	
	八○度三、三八○メートルの地点まで引いた線(以下この項	
	イ 友ヶ島灯台から三一五度二、六六〇メートルの地点から一	
	る船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。	
	線」という。)を横切った後、B線を横切って航行しようとす	
	度五六分四三秒)を順次に結んだ線(以下この項において「C	

卜

ル 以 上 \mathcal{O} 船 舶 は、 次 \mathcal{O} 1 か 5 ハ 12 定 め るところに よること。

イ 平 磯 灯 標 北 緯 三四 度三七 分 一 八 秒 東 経 三五五 度三分五 五

秒) カゝ ら一六〇 度四、 五. 五 \bigcirc メ] \vdash ル 0) 地 点 (以下この 項 に

お 1 て _ Α 地 点」という。)及 び 同 灯 標 カゝ ら二一五度二、 七

 \bigcirc \bigcirc メ] 1 ル \mathcal{O} 地 点 。 以 下こ \mathcal{O} 項 に お 1 て _ В 地 点」とい う

る。

1

ま で 引 1 た 線 。 以 下この 項 に お 1 7 A 線 とい . う。

 \mathcal{O} 北 側 \mathcal{O} 海 域 を航 行すること。

口 平 磯 灯 標 か ら一三九度二、三五〇 メー 1 ル 0 地

すること。

○度二、三○○

メー

 \vdash

ル

0)

地

点

ま

で

引

V

た

線

を

横

切

0

て

航

行

点

か

.. ら 一

八

A 地 点から二〇〇 メ Ļ ル 以 上 離 れ た 海 域 を 航 行 すること

明 石 海 峡 航 路をこれ に 沿 って 東 \mathcal{O} 方 向 に 航 行 Ļ 同 航 路 \mathcal{O} 東

れ

7

V

る。

側 \mathcal{O} 出 入 \Box \mathcal{O} 境 界 線 を 横 切 0 7 同 航 路 外 に 出 た 長 さ五 \bigcirc メ 1

ル 以 上 \mathcal{O} 船 舶 は 次 \mathcal{O} イ 及 び 口 12 定 め るところによること。

イ Α 線 \mathcal{O} 南 側 \mathcal{O} 海 域 を 航 行 すること。

> 置 峡 灯 L さ 浮 航 7 路 明 れ 標 て が 東 石 設

方

海

L 示 7 す В 明 目 地 石 安 点 لح 海 を

標 第 峡 \equiv 航 号 路 灯 中 浮 央

が 設 置 さ

		_
置さ		
灯浮		
峡航	〇〇〇トン以上の船舶は、A線の南側の海域を航行すること。	
して	航路をこれに沿って東の方向に航行しようとする総トン数五、	
示す	二 明石海峡航路の西側の出入口の境界線を横切って航行し、同	
<u> </u>	A線」という。)の北側の海域を航行すること。	
れて	いて「B地点」という。)を結んだ線(以下この項において「	
標 が	灯台から二七二度四、四二〇メートルの地点(以下この項にお	
第一	トルの地点(以下この項において「A地点」という。)及び同	路
峡航	経一三四度五九分三六秒)から三二八度三〇分二、〇五〇メー	における経
して	〇〇トン以上の船舶は、江埼灯台(北緯三四度三六分二三秒東	口付近海域
示す	側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た総トン数五、〇	路西側出入
— А	一 明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行し、同航路の西	明石海峡航
	ロ A地点から二○○メートル以上離れた海域を航行すること	

	(以下この項において「A線」という。)の北側の海域を航行	
いる。	の地点(以下この項において「D地点」という。)を結んだ線	
設置されて	いう。)の地点及び釣島灯台から三四○度一、九七○メートル	
道灯浮標が	三〇分一、八一〇メートル(以下この項において「C地点」と	
して釣島水	沿って西の方向に航行する船舶は、野忽那島灯台から一一六度	
示す目安と	た海域(以下この項において「釣島水道」という。)をこれに	
二 D地点を	順次に結んだ線並びにA地点とB地点を結んだ線により囲まれ	
いる。	メートルの地点(以下この項において「B地点」という。)を	
設置されて	ートルの地点及び野忽那島灯台から一○○度三○分一、二四○	
号灯浮標が	一、三〇〇メートルの地点、同灯台から三三六度二、六五〇メ	
南航路第一	五三分三五秒東経一三二度三八分一九秒)から三四七度三〇分	
して安芸灘	この項において「A地点」という。)、釣島灯台(北緯三三度	ける経路
示す目安と	五一秒)から一二四度三〇分二、四四〇メートルの地点(以下	近海域にお
一 C地点を	一 野忽那島灯台(北緯三三度五七分五八秒東経一三二度四一分	釣島水道付
る。		

	いう。)を左げんに見て航行すること。	○度九○○メートルの地点(以下この項において「B地占	行しようとする総トン数五トン以上の船舶は、同灯台から	二〇メートルの地点まで引いた線を横切って航行した、マ	二 音戸灯台から一六九度五九〇メートルの地点から二九四	。)を左げんに見て航行すること。	四九〇メートルの地点(以下この項において「A地点」と	しようとする総トン数五トン以上の船舶は、同灯台から一	ける経路 ○メートルの地点まで引いた線を横切って航行した、又は	近海域にお 秒)から八五度三〇分三三〇メートルの地点から二七三度	音戸瀬戸付 一 音戸灯台(北緯三四度一一分五七秒東経一三二度三二分
		В	灯台	L	から二九四度一		地			ら二七三度二二	一度三二分一二
れている。	標が設置さ	戸南口灯浮	して音戸瀬	示す目安と	二 B地点を	れている。	標が設置さ	一 戸北口灯浮	して音戸瀬	示す目安と	一 A地点を

附 則

施行の この告示は、 (平成二十二年七月一 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律 日)から施行する。 ただし、 東京沖灯浮標付近海域における経路の項 (平成二十一年法律第六十九号)の

 \mathcal{O} 規定 は、 日から施行する。

平成二十二年十月一

日